

令和8年度 土庄町国保ヘルスアップ事業支援業務 仕様書

1 業務の目的

本事業は被保険者の生活習慣の予防・改善、QOL（生活の質）の向上及び医療費の適正化を目的とする。また、事業の実施にあたっては、「土庄町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」に沿った効果的かつ効率的なものとする。

2 業務名称

令和8年度 土庄町国保ヘルスアップ事業支援業務

3 業務内容

(1) 特定健康診査未受診者対策事業

【通知物の発送】

① 実施時期

令和8年7月頃及び令和8年9月頃発送予定 ※通知による受診勧奨を2回実施

② 対象者

当該年度の土庄町における特定健康診査を受診していない者

③ 対象者数

1回目：約2,500件 2回目：約2,000件 ※受診状況により対象者数は変動

④ 通知物の内容

※以下の通りとするが、受託者がより効果的な他の内容を提案する場合は、事前に委託者と協議すること。

○1回目通知物（両面・フルカラー・圧着はがき）

はがきに印刷する内容は以下のとおりとする。

- ・宛名（料金別納郵便、連番をつける）
- ・特定健康診査の目的と受診メリット
- ・過去3年間の受診歴および健診数値
- ・勧奨対象者に合わせたメッセージ

○2回目通知物（両面・フルカラー・圧着はがき）

はがきに印刷する内容は以下のとおりとする。

- ・宛名（料金別納郵便、連番をつける）
- ・特定健康診査の目的と受診メリット
- ・特定健康診査の受診方法（実施日、実施場所等）

⑤ 通知物の印刷

通知物の印刷は受託者が実施する。また、送付対象者の宛名等は、委託者が提出する受診勧奨対象者データを基に受託者リストを作成し印刷すること。

⑥ 通知物の発送

印刷した通知物は、データの出力件数と納品する通知物の件数が同じであることを事前に確認し、受託者は委託者が指定した期日内に個別投函すること。

【勸奨資材（A3サイズ・片面・フルカラー）の作成】

① 実施時期

令和8年6月頃

② 部数

10部

③ 勸奨資材の内容

特定健康診査の実施期間、対象者、検査項目、申込方法、自己負担額等

④ 勸奨資材の印刷

勸奨資材の印刷は受託者が実施する。

⑤ 勸奨資材の納品

印刷した勸奨資材は、委託者が指定した期日内に委託者へ納品する。

⑥ 著作権等への配慮

作成する勸奨資材では第三者の権利を侵害しないこと。使用する写真・イラスト・フォント等の権利関係は、原則として受注者が手配・確認する。

(2) 生活習慣病重症化予防事業

本事業では、生活習慣病の発症リスクが高い被保険者※、かつ、保健指導の効果が期待できる者（以下「候補者」という。）に対して、生活習慣の予防・改善および個々の健康課題について保健指導や健康教室の場を設け、生活習慣の改善を図る。

※ 生活習慣病の発症リスクが高い被保険者とは、次の(a)～(f)のいずれかの条件に該当する者を基本とする。ただし、服薬中の者を除く。

(a) HbA1c5.6%以上

(b) eGFR 60mL/分/1.73m²未満

(c) 尿蛋白（±）以上

(d) BMI 25以上

(e) 収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧80mmHg以上

(f) 中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl以下

① 案内通知作成・発送（A4サイズ・両面フルカラー・巻き三つ折り）

- ・健康教室及び保健指導の参加勧奨を行うための参加案内文書等を作成する。文書の内容については委託者と協議の上、決定する。
- ・候補者のうち、案内対象者の宛名等は、委託者が提出する案内対象者データを基に受託者リストを作成し印刷すること。
- ・印刷した参加案内文書等は、データの出力件数と納品物の件数が同じであることを事前に確認し、受託者は委託者が指定した期日内に個別投函すること。

対象者数：300件

② 健康教室 及び 保健指導

- ・参加同意のあった者に対して、管理栄養士による栄養指導や健康運動指導士による運動指導、健康運動指導士又は保健師による健康に関する教室を実施する。内容や時間等については委託者と協議の上、決定する。
- ・保健指導は指導ツールを使用し、健康教室の前後の時間にて個別面談による生活習慣のアセスメントを行う。指導完了後は、委託者に指導記録報告書を提出する。

期間：9月～2月頃 5日間

会場：公民館、やすらぎプラザ等

1教室の予定人数：各日15人程度

保健指導予定人数：各日10人程度

③ 健康測定

健康への関心を高めるために、健康測定機器を用いた測定を行う。

実施にあたっては、測定スタッフの派遣（結果、説明含む）を行うこと。

期間：8月～2月頃 3日間

※上記②の教室の日程に合わせて実施

(3) 重複投与者・多剤投与者への保健指導

① 案内通知作成（発送を含む）

予定数：30人程度

委託者がKDBシステムやレセプト等の情報により抽出した対象者へ保健指導通知を作成、発送する。

② 対象者への保健指導

対象者の事情を十分に聴取した上で、訪問、電話等により、管理栄養士又は保健師による保健指導を実施すること。

4 個人情報の保護

本業務で取り扱う情報は、重要な個人情報であるため、受託者は、次の条件を満たす事業者であること。

- ・個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律、土庄町個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること。
- ・受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を秘密として保持し、再委託する場合を除き、第三者に提供しないこと。
- ・受託者は、本業務において利用する個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。
- ・受託者は、本業務において委託者の承諾がない限り、再委託をしてはならない。
- ・受託者は、委託者の承諾がない限り、個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- ・受託者は、本業務における契約期間終了後、個人情報を甲に返却し、又は廃棄もしくは消去しなければならない。
- ・受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生したと認識し、または発生した恐れがあると判断したときは、直ちに委託者に報告すること。
- ・委託者は、前各項に掲げる事項に受託者が違反した場合は、本業務に係る契約を解除できるものとする。

5 受託事業者の条件

- ・国内において、国保ヘルスアップ事業業務を官公庁・地方公共団体から受託した実績があること。
- ・健康測定業務については、計測業務をスムーズに行える管理栄養士、保健師、健康運動指導士を派遣できること。
- ・業務にあたっては、プライバシー保護に万全を期すとともに、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、また、公表してはならない。
- ・個人情報については、土庄町個人情報保護条例を遵守するほか、業務の実施にあたっては、個人情報保護対策を施した管理下で行うこと。
- ・上記の条件をすべて兼ねそろえる事業を委託者とともに計画、実施できること。

6 その他

- ・本業務で知り得た情報については、秘密厳守であり、他の目的に使用してはならない。
- ・本仕様書の定めのない事項及び不明な点は、委託者と協議のうえ決定するものとする。